

《 売払い申込みから所有権移転までの流れ 》

◇ 次回売払い公告前(8月下旬頃)まで

○売払い申込み



受付場所:小松市行政管理部管財課資産管理担当(市庁舎高層棟4階)

◇ 売払い申込み後

○契約保証金(売買代金の10%以上)を納付

小松市が指定する日までに納付



○契約締結

小松市と申込者で売買契約を締結

契約書貼付印紙、印鑑を持参

◇ 契約の日から20日以内

○売買代金の支払い

契約保証金は売買代金に充当



売買代金から契約時に納付した契約保証金を控除した残額を、契約締結後20日以内に納付

所有権は売買代金納付と同時に移転

◇ 売買代金支払い後

○所有権の移転登記

登録免許税等、所有権の移転登記に要する経費は申込者の負担

移転登記に必要な住民票等の書類は申込者が用意

所有権移転登記手続きは小松市が代行

物件は現状で引渡し